

交通エコポイント活用社会還元事業「ですかでゴー」実施要領

(主旨)

第1条 この要領は、高知県地球温暖化防止県民会議（以下、「県民会議」という。）によって創設される交通エコポイント活用社会還元事業、「ですかでゴー」の適正な運用に必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 この事業は、高知県内の小学生（以下、「児童」という。）の活動の移動手段として、ICカード「ですか」が利用できる公共交通を利用する場合に、小児用「ですか」カード（運賃相当額のチャージ済み）を無料で貸し出す事によりその活動を支援するものである。

(貸出条件)

第3条 貸出対象は次の各号に掲げる事項を満たす活動とする。

- (1) 児童が主体の学校活動、課外活動、地域活動等
- (2) カードを管理できる大人が引率できること
- (3) 事前にカードを受け取りに来て、使用后速やかに返却できること。（活動日が複数日にわたる際や一定の期間に及ぶ際は、事務局に事前相談が必要）
- (4) カード返却に際し、所定の利用報告ができること。
- (5) 貸与したカードを紛失した際、カード1枚につき700円(カードの再発行手数料200円、カードのデポジット料500円)の負担ができること。（チャージ額の負担は不要）

(貸出対象)

第4条 前条の貸出条件を満たす活動で、次の各号のいずれかに該当する団体を対象とする。但し、引率の大人等、中学生以上の運賃は対象外とする。

- (1) 学校活動
- (2) こどもエコクラブ活動
- (3) 子ども会活動
- (4) 放課後児童クラブの活動 等

(事業主体)

第5条 本事業の主体は、交通エコポイント管理主体（以下、「管理主体」という。）として県民会議の指名を受けた、特定非営利活動法人 環境の杜こうち（以下、「環境の杜こうち」という。）とし、事業計画の立案、事業の運営、貸出台帳等の管理、寄付金の管理等、事業の円滑な運営に関わる一切の業務を行うものとする。

(事業の運営管理)

第6条 管理主体は、次の各号に定める事項について、県民会議に報告し承認を受けるものとする。

- (1) 年間の運営計画と費用計画
- (2) 隔月の運営報告と会計報告書
- (3) 年度末決算報告書と運営総括
- (4) 利用アンケートの報告(適宜)
- (5) 広報その他 (適宜)

(委員会への報告等)

第7条 管理主体は事業の健全かつ円滑な運営と寄付金の適正な運用を図るため、隔月で開催する監理委員会に次の各号に掲げる事項について報告し、助言と指導を受けるものとする。

- (1) 交通エコポイントの状況
- (2) 運営報告と会計報告
- (3) ですかカードの利用状況

(順守事項)

第8条 本事業の実施にあたっては次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 本件業務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。
- (2) 環境の杜こうちは、本件事業に基づき使用される「ですかカード」等の物品に関し責任をもって管理すること。

(守秘義務に関する事項)

第9条 事業の実施にあたって、管理主体は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者台帳を破損、紛失等がないように適正な管理下に置くこと。
 - (2) 利用者台帳を目的外に使用しないこと。
 - (3) 第三者へ利用者台帳記載情報を提供しないこと。
- 2 管理主体は前項の各号に反した場合は、速やかに県民会議会長へ報告しなければならない。

(事業期間)

第10条 本事業の事業期間は平成24年3月31日までとする。

(その他)

第11条 要領に定めるもののほか、この事業に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は平成23年10月25日から施行する。